

令和4年第2回定例会（9月議会） 総務企画委員会（分科会） 会議の概要

書記 佐藤 慎 大 録

招集年月日時 令和4年9月9日（金曜日）

予算特別委員会終了後

招集場所 議事堂 総務企画委員会室

本定例会（9月議会）における案件（委員会）

- 議案第133号**
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第134号**
職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第135号**
職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第136号**
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第137号**
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第138号**
職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第139号**
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第140号**
職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第141号**
職員の降給の事由に関する条例案
- 議案第142号**
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第143号**
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第144号**
市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第149号**
交通事故に係る和解について

本定例会（9月議会）における案件（分科会）

- 議案第130号**
令和4年度秋田県一般会計補正予算（第4号）
（総務部の関係部門）
- 議案第131号**
令和4年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（総務部の関係部門）

令和4年9月9日（金曜日）

本日の会議案件

- 会議録署名員及び分科会会議録署名員の指名**
- 審査日程**
- 議案第130号**
令和4年度秋田県一般会計補正予算（第4号）
（総務部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	鈴 木 洋 一

欠席委員（分科員）

委員（分科員）	佐 藤 正一郎
---------	---------

書 記

議会事務局議事課	佐 藤 慎 大
議会事務局政務調査課	
	佐 藤 真 也
総務部総務課	柴 田 穰
企画振興部総合政策課	
	田 中 紀 子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	
	佐 藤 良

会議の概要

午前10時37分 開会

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古

委員（分科員） 島田 薫
委員（分科員） 加藤 麻里
委員（分科員） 鈴木 洋一
欠席委員（分科員）
委員（分科員） 佐藤 正一郎

説明者

総務部長 松本 欣也
総務部次長 長嶋 直哉
参事（兼）財政課長 小松 勝統
企画振興部長 鶴田 嘉裕
あきた未来創造部長 小野 正則
議会事務局長 千葉 雅也
人事委員会事務局長 久米 寿

委員長

ただいまから、総務企画委員会を開会します。

本日の委員会及び予算特別委員会総務企画分科会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。

第2回定例会9月議会を通しての会議録署名員には、原幸子委員、加藤麻里委員を、分科会会議録署名員には、同分科員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。

審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりますので、これらをご覧ください。

審査日程案について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時41分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長） 佐々木 雄 太
副委員長（副会長） 住谷 達
委員（分科員） 原 幸子
委員（分科員） 杉本 俊比古
委員（分科員） 島田 薫

委員（分科員） 加藤 麻里
委員（分科員） 鈴木 洋一
欠席委員（分科員）
委員（分科員） 佐藤 正一郎

説明者

総務部長 松本 欣也
総務部危機管理監（兼）広報監
小西 弘紀
総務部次長 長嶋 直哉
総務部次長（兼）副危機管理監
山本 将弘
参事（兼）秘書課長 門間 兵悦
参事（兼）財政課長 小松 勝統
総務課長 信田 真弓
人事課長 伊藤 政仁
税務課長 小林 伸也
徴収特別対策室長 鈴木 亮一
広報広聴課長 中嶋 由美子
総合防災課長 安杖 一

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

分科会において、議案第130号のうち、総務部に関係する部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

参事（兼）財政課長

【議案〔1〕及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

杉本俊比古委員（分科員）

県政協議会のときにもいろいろ伺ったのですけれども——福祉環境委員会に関することです。

しかし、あえて伺います。

緊急対応分として仕分けしたことについて、基本的な考え方を改めて伺いたいと思います。

確かに相談体制の整備など、急がなければいけない部分もあると私なりに受け止めました。ただ、通常分との境目はそれほどでもないのではないかと思います。国の予算の関連など、いろいろあつての整理だと思うけれども、そこだけ確認させていただきます。

参事（兼）財政課長

今回の予算を「緊急対応分」と「それ以外」という形で分けさせていただいております。今委員がおっしゃったように、国の方針への対応で相談窓口を設置するところが、まず大きなところでございます。ただ、それだけを仮にやっただとしても、やはりなかなか機能しないだろうと。

つまりこの設置によって生じる課題の緩和や解消が必要ではないかということで、緊急対応分につきましては相談窓口の設置以外にも、検査体制を整備する事業や、自宅療養者の支援事業など、様々な事業を付け足しております。機能させるために一体的に取り組まなければならないものを一つ一つ精査の上、今回緊急対応分としてまとめて出ささせていただいたところでございます。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、総務部関係の議案に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、16日、金曜日、午後3時15分から委員会を開き、総務部関係の育児休業取得要件緩和等改正関係の議案の審査を行います。

散会します。

午前10時47分 散会

令和4年9月16日（金曜日）

本日の会議案件

1 議案第133号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
(趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員

委員長	佐々木 雄 太
副委員長	住 谷 達
委員	原 幸 子
委員	杉 本 俊比古
委員	島 田 薫
委員	佐 藤 正一郎
委員	加 藤 麻 里
委員	鈴 木 洋 一

書記

議会事務局議事課	佐 藤 慎 大
議会事務局政務調査課	佐 藤 真 也
総務部総務課	柴 田 穰
企画振興部総合政策課	田 中 紀 子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	佐 藤 良

会議の概要

午後3時13分 開議

出席委員

委員長	佐々木 雄 太
副委員長	住 谷 達
委員	原 幸 子
委員	杉 本 俊比古
委員	島 田 薫
委員	佐 藤 正一郎
委員	加 藤 麻 里
委員	鈴 木 洋 一

説明者

総務部長	松 本 欣 也
総務部危機管理監(兼)広報監	小 西 弘 紀
総務部次長	長 嶋 直 哉
総務部次長(兼)副危機管理監	山 木 將 弘
参事(兼)秘書課長	門 間 兵 悦

参事(兼)財政課長	小 松 勝 統
総務課長	信 田 真 弓
人事課長	伊 藤 政 仁
税務課長	小 林 伸 也
徴収特別対策室長	鈴 木 亮 一
広報広聴課長	中 嶋 由 美 子
総合防災課長	安 杖 一

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

総務部関係の育児休業取得要件緩和等改正関係の議案に関する審査を行います。

議案第133号を議題とします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長

【部局関係説明書により説明】

委員長

次に、関係課長の説明を求めます。

人事課長

【議案〔5〕及び提出資料により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。

住谷達委員(分科員)

1点だけ教えてください。

対象になる職員は何名ぐらいいらっしゃるのですか。

人事課長

今回の条例改正につきましては、基本的に非常勤職員の方が対象になります。今年の4月1日時点で、知事部局全体では860人おります。

先ほど配偶者の出産、産後休暇期間中というお話をしましたけれども、そういう意味では男性職員の取得を拡大しようとするものでありまして、860人のうち男性が310人となっております。

住谷達委員(分科員)

310人のうちでも、例えば出産は相手の方がいらっしゃる話なので……。更に対象は絞られてくると思うのですが、そこはどのようなのですか。年代などはどうなっていますか。

人事課長

年代別の人数などの具体的なデータは今手元にはないのですが、非常勤職員のこれまでの育児休業の取得状況を見ますと、全て女性です。

昨年度は7名で、全て女性が育児休業を取得している状況です。今年度は、これまでのところ8名程度ということになっております。

男性については、今のところどれくらいの方が取得しているかという詳細までは押さえていませんけれども、今回の制度改正や取得回数の制限緩和—

—最大4回取れるといった部分もしっかり周知して、働きながら育児休業を取れるよう進めてまいりたいと思っております。

佐藤正一郎委員（分科員）

860人もいらっしゃるということですが、非常勤職員は、具体的にどういう方々ですか。

人事課長

今回の制度改正につきましては、先ほどお話ししたとおり、民間、国、県、地方公務員で行われるものでありまして、雇用形態にかかわらず育児休業をとりやすい環境を進める一環になっております。

県におきましては、この非常勤職員は会計年度任用職員（これまで特別職非常勤職員、臨時的任用職員として任用されてきた地方自治体における職の多くは、令和2年4月1日からこれに移行した。一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職で、地方公務員法上の服務等に関する各規定が適用される。）ということになりますので、事務補助や研究補助といった業務に従事しております。

佐藤正一郎委員（分科員）

そうすると、正規の職員外——県の業務に関わって頑張っている全ての皆さんが、この対象になるわけですね。任期付もそうですから。

人事課長

委員の御認識のとおりであります。

佐藤正一郎委員（分科員）

学校現場や警察など、幅広い職種についても全てこの中に包括されるということでしょうか。

人事課長

委員の御認識のとおりであります。

教育委員会、警察本部も含めてということになります。

委員長（会長）

ほかにございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

佐々木雄太委員（分科員）

課長、1点だけ確認です。

先ほど860人と言ったのは、あくまでも知事部局の人数ですね。

人事課長

先ほどお話ししました860人というのは、知事部局における非常勤職員——会計年度任用職員の人数でございます。

加藤麻里委員（分科員）

男性の場合は、1日の取得でも育児休業とカウントするという事でしょうか。

人事課長

育児休業は本人からの申し出でありますけれども、最短では1日ということになります。

県全体としては、男性職員については極力1か月

以上取得するようにといった推奨をしております、昨年度に比べると育児休業の期間は長期化している状況です。

加藤麻里委員（分科員）

そうしますと、1か月以上となれば、そのポストが1か月空く形になるのですか。

学校現場だと、教員は代替ということで、出産休暇、育児休業の場合には代わりに講師の方が入るわけですね。

県職員の場合はどうですか。

人事課長

年度途中の短期間の育児休業につきましては、会計年度任用職員を配置できる予算を計上しております。その上で所属からの申出によって、会計年度任用職員でカバーする場合がありますし、現在の職員数の中で事務分担を見直しながら短期間対応するケースもございます。

委員長（会長）

ほかにございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、総務部関係の育児休業取得要件緩和等改正関係の議案に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、20日、火曜日、午後3時から委員会を開き、育児休業取得要件緩和等改正関係の付託案件について討論・採決を行います。散会します。

午後3時25分 散会

令和4年9月20日（火曜日）

本日の会議案件

1 議案第133号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

本日の出席状況

出席委員

委員長	佐々木 雄 太
副委員長	住 谷 達
委員	原 幸 子
委員	杉 本 俊比古
委員	島 田 薫
委員	佐 藤 正一郎
委員	加 藤 麻 里
委員	鈴 木 洋 一

書 記

議会事務局議事課	佐 藤 慎 大
議会事務局政務調査課	
	佐 藤 真 也
総務部総務課	柴 田 穰
企画振興部総合政策課	
	田 中 紀 子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	
	佐 藤 良

会 議 の 概 要

午後2時59分 開議

出席委員

委員長	佐々木 雄 太
副委員長	住 谷 達
委員	原 幸 子
委員	杉 本 俊比古
委員	島 田 薫
委員	佐 藤 正一郎
委員	加 藤 麻 里
委員	鈴 木 洋 一

説 明 者

総務部長	松 本 欣 也
総務部次長	長 嶋 直 哉
参事（兼）財政課長	小 松 勝 統
企画振興部長	鶴 田 嘉 裕
あきた未来創造部長	小 野 正 則
議会事務局長	千 葉 雅 也

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、育児休業取得要件緩和等改正関係の付託案件に関する質疑は終局したものと認めます。

育児休業取得要件緩和等改正関係の付託議案について、討論・採決を行います。

議案第133号を議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論はないものと認めます。

採決します。

議案第133号は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

議案第133号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件のうち、育児休業取得要件緩和等改正関係に関する審査は、全て終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、予算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、総務部関係の議案の審査を行います。

散会します。

午後3時 散会

令和4年9月21日（水曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第131号
令和4年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（総務部の関係部門）（趣旨説明・質疑）
- 2 議案第134号
職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部
を改正する条例案（趣旨説明・質疑）
- 3 議案第135号
職員の定年等に関する条例の一部を改正する条
例案（趣旨説明・質疑）
- 4 議案第136号
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員
の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明・質疑）
- 5 議案第137号
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す
る条例案（趣旨説明・質疑）
- 6 議案第138号
職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部
を改正する条例案（趣旨説明・質疑）
- 7 議案第139号
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の
一部を改正する条例案（趣旨説明・質疑）
- 8 議案第140号
職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改
正する条例案（趣旨説明・質疑）
- 9 議案第141号
職員の降給の事由に関する条例案
（趣旨説明・質疑）
- 10 議案第142号
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例案（趣旨説明・質疑）
- 11 議案第143号
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例案（趣旨説明・質疑）
- 12 総務部関係の付託案件以外の所管事項
（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎

委 員（分科員） 加 藤 麻 里
委 員（分科員） 鈴 木 洋 一
書 記

議会事務局議事課 佐 藤 慎 大
議会事務局政務調査課
佐 藤 真 也
総務部総務課 柴 田 穰
企画振興部総合政策課
田 中 紀 子
あきた未来創造部あきた未来戦略課
佐 藤 良

会議の概要

午後2時18分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	鈴 木 洋 一

説明者

総務部長	松 本 欣 也
総務部危機管理監（兼）広報監	小 西 弘 紀
総務部次長	長 嶋 直 哉
総務部次長（兼）副危機管理監	山 木 将 弘
参事（兼）秘書課長	門 間 兵 悦
参事（兼）財政課長	小 松 勝 統
総務課長	信 田 真 弓
人事課長	伊 藤 政 仁
税務課長	小 林 伸 也
徴収特別対策室長	鈴 木 亮 一
広報広聴課長	中 嶋 由 美子
総合防災課長	安 杖 一

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び予算特別委員会
総務企画分科会を開きます。

初めに、総務部関係の議案に関する審査を行います。

議案第134号、議案第135号、議案第136
号、議案第137号、議案第138号、議案第
139号、議案第140号、議案第141号、議案

第142号及び議案第143号、以上10件を一括議題とします。

また、分科会では、議案第131号のうち、総務部に関係する部門の審査を行います。

総務部長の説明を求めます。

総務部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課長の説明を求めます。

参事（兼）財政課長

【議案〔3〕及び提出資料により説明】

総務課長

【補正予算内容説明書により説明】

税務課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

総合防災課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

人事課長

【議案〔5〕及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は、各課一括して行います。

島田薫委員（分科員）

「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案」に関して質問させていただきます。

議案関係資料の8ページ、2の（1）、②、「管理監督職以外の職に異動させる」というところです。

これは具体的に言うとうどういう職になるのですか。ケース・バイ・ケースなのでしょうけれども、管理職——課長以上なのでしょうが、そういう方々が管理監督職から外れるという認識でよろしいのでしょうか。

人事課長

管理監督職につきましては、管理職手当を受給している職員になりますが、これが管理職手当の付かない職に就くこととなります。

今委員からお話がありましたけれども、例えば課長であれば副主幹といった管理職手当の付かない職に異動して、一担当者としてこれからは頑張っているという意図でございます。

島田薫委員（分科員）

今まで管理職だった方が同じ職場で一担当者になるというのは、心情的には難しいところがあるかもしれません。その辺りの工夫は何かされるのでしょうか。

人事課長

おっしゃるとおり、ある日を境に立場が逆転する

といったこととなりますので、60歳を超える定年引上げで役職定年に係る職員につきましては、職務内容や役割がこういうふうになるといったことを面談や研修なりを通じて、きちんと説明してまいりたいと考えております。

一方、受け入れる側の所属の職員も、役職定年の職員はこういう職務内容で、役割はこうですと、全ての職員が同じ思いで受け入れることで、できるだけそうした懸念を解消していきたいと考えております。

島田薫委員（分科員）

是非丁寧な対応でお願いしたいと思います。

杉本俊比古委員（分科員）

関連です。

先ほどの説明の中で、定年延長はあるにしても、現行の再任用制度と内容はあまり変わらないようなお話があったかと思うのですけれども、そこがどうということなのか教えていただけませんか。

人事課長

定年引上げ後は、最終的に60歳までフルタイム（職場で定められている正規の勤務時間帯をフルに勤務する働き方。）で勤務することが基本となります。

一方で、職員のニーズが多様であることも想定されますので、いったん退職した上で短時間勤務できる制度も新たに設けることしております。

退職した上で改めて再任用されるという意味では同じような形ですけれども、現行の再任用制度は1年ごとの更新となります。

今回の新たな短時間勤務制度につきましては、それぞれの新たな定年後までを任期として、短時間で再任用されるといった制度でございます。

杉本俊比古委員（分科員）

定年後までというお話ですけれども、その間の異動は当然あるわけでしょう。

人事課長

高齢期の職員の方々が、これまで培われてきた能力等を十分に発揮できる職務内容にしてまいりたいと考えておりますし、所属の聞き取りも行いながら、できるだけ業務がマッチするような形でやっていきたいと思っております。

ただ、委員おっしゃいましたとおり、ある程度異動も可能性としてはあるということです。

杉本俊比古委員（分科員）

管理監督職にある方々を目標にしながら頑張っている職員もいるわけですね。その方々のモチベーションがしっかり保てるような制度にして、職員の頑張りがいにつながっていかねばいけないと思うのですけれども、この制度の運用についてどういった方針でいるのか教えてください。

人事課長

今回、条例案の提案に至りましたけれども、昨年度、今後3年間で60歳に達する方々に対してアンケート調査を行いました。

例えば、引き続き県での勤務を希望するのかわか、希望する場合にフルタイムなのか短時間なのか、そういったアンケートを行っております。

また、今年度に入り、引き続き勤務する場合にどのような種類の業務をしたいのかという調査も行っております。その際は、1人の業務担当者として、これまでの能力、経験を発揮したいという回答が多かったものですから、これまでの能力、経験、知識、技術といったものをしっかり発揮していただくという側面と、もう一方で、高齢期の職員の方のそういった能力をこれからの世代——若手、中堅職員にしっかりと継承していただくことを考えていきたいと思っております。

いずれ組織のパフォーマンスを上げていくためには、高齢層の職員の方々や、若手、中堅の職員もモチベーションを高く持ってやっていくことが必要ですので、モチベーションの向上につながるような取組を進めてまいりたいと考えております。

杉本俊比古委員（分科員）

部長、ここ一番大事なところだと思うけれども、一言頂けますか。

総務部長

先ほど課長からも説明がありましたけれども、全ての職員が能力を最大限発揮して、生き生きと働いていくことが非常に重要なことだと思っております。

新しく定年が延びることに関して、まず高齢職員の不安をしっかりと研修で取り除くこと、そしてマッチングをしっかりとやること。

それから、やってきた経験や知識をいかに役割分担をして、組織全体のパフォーマンスの向上につなげていくのが非常に重要なことだと思っております。

今からアンケートもやっています。そういったマッチングに向けての準備をしっかりとやっていきたいと思っております。

島田薫委員（分科員）

関連です。

定年延長に伴って人件費が当然増加すると思えますが、毎年、何パーセント程度の人件費増と見込んでいらっしゃるのでしょうか。

人事課長

60歳以降の職員という意味におきましては、現行でも再任用職員という形態の職員がおりますので、そこが順次置き換わっていくような形になるかと思っております。

一方で、手当の部分や処遇の部分で、引上げ後の職員のほうが若干上回りますので、そういった意味

では職員数が同数だとすれば、その部分は掛かり増しになってくることとなります。

金額的に一番大きいところで申し上げますと、やはり定年退職——2年に1歳ずつ引き上がることに伴い、基本的な退職手当の発生が2年ごとという形になります。年度間で見ますと現行に比べて50億円程度が減る年もあれば、今より若干プラスになる年もあるといったことの繰り返しになっていくかと思っております。

昨年度アンケートをとっておりますけれども、今後も60歳になる年度の前年度に意向確認を行うことになっておりますので、いずれ、より具体的に県で継続勤務する職員の割合が出てきます。そういった動向を見ながら、人件費についても目を向けてまいりたいと思っております。

佐藤正一郎委員（分科員）

単純な質問です。

これは退職される方——60歳の方々に毎年確認をして、定年延長を選ぶかどうかは、飽くまで任意でその人が選択するのですよね。

人事課長

委員の御認識のとおりであります。

60歳に達する年の前年度に意向確認を行うことになっております。その意向確認を踏まえて、我々としては人事異動、人事配置等を考えていくわけです。その意思表示自体には法的効果があるわけではありませぬので、直前になって意思を変更する、継続勤務する、あるいは逆に取り下げるといったこともございます。飽くまで本人の判断になります。

佐藤正一郎委員（分科員）

そうすると、段階的に延ばしていくことは働く立場の方はいいかもしれません。

しかし、県全体の人事管理の上では、新しく採用する枠がその分逆に減っていくわけですか。

人事課長

2年に1回ずつ定年が発生する、逆に言えば2年に1度は退職者が発生しないということになります。それに合わせた採用をやっていきますと、業務の平準化や知識の伝承といったことが図られなくなりますので、令和7年度程度までは現行の職員の採用人数を維持したいと考えております。

今後、定年の引上げ後も勤務を希望する職員の動向を見ながら、その先のことは考えていきたいと思っております。

佐藤正一郎委員（分科員）

確かに現在働いている方々の定年が延長されていくことはいいことかもしれませんが、職員数は一定の枠があるわけで、新しく参加する方々の枠がどんどん狭まっていくのではないかと。若い世代がむしろ参加できなくなってしまうのではないかとこの心

配も少しあるのです。

今話されたとおり、この後どうやって定数管理をしていくかということだと思いますけれども、その点が1つ心配だということです。

それから、2つ目です。

通常の60歳の時点で退職した場合の金額で退職金を払うということですか。

人事課長

おおむねそのような形になります。新しい制度では給料月額の7割水準——今の制度でいきますと、定年前に辞めると通常は自己都合という形になりますけれども、そうならない形で不利がないように——経過期間中ですので——当分の間は措置することにしております。

佐藤正一郎委員（分科員）

そうすると、その場合は定年延長後の辞める時点で支払われるわけですか。今ですと、再任用であれば60歳でいったん閉じて、更に任用されていくケースなわけでしょう。その点は変わるのですか。

人事課長

退職手当の支給に関しては2通りございます。

引き続きフルタイムで勤務するというのであれば、その方の新しい定年の時点で退職となり、退職手当が発生することになります。

もう一方で短時間勤務を選択することもできます。

その場合はいったん退職して、退職手当を受け取った上で、その後の勤務をすることになります。

佐藤正一郎委員（分科員）

その点については、例えば定年が延長されることによって、実質的に不利になる——そういう言い方は少し適切ではないかもしれませんが、そうではないのですね。ちゃんと一定の基準の上で計算されていく——退職が後になったからといって特別有利になるわけでもないし、現行よりも不利になるわけではないと受け取っていいですか。

人事課長

基本的には、そのように御理解いただいてよろしいと思います。

加藤麻里委員（分科員）

給料を従前の7割水準にするようですが、どういった根拠で7割としているのですか。

人事課長

この7割水準は、国家公務員、地方公務員とも同じ取扱いです。国家公務員におきまして、基本的に給与については社会情勢に適応させるという原則があります。そういった中で複数の民間企業の調査結果——60歳前後の給与の支給水準がどうなっているかを踏まえ、7割水準に設定しているということでございます。それを受けて地方公務員についても、国家公務員との均衡から7割水準という設定をして

おります。

加藤麻里委員（分科員）

確かに国家公務員で7割というのはもっともらしい気もするのですけれども……。

例えば、今まで40万円もっていた人が28万円です。年齢が60歳を過ぎたというだけで、その金額で生活していかなければならないのは、何となく腑に落ちない。だったら、何だったら腑に落ちるのかも分かりませんけれども……。単純に60歳になったから7割水準になるというのも、何だか随分だなど……。社会的には、実際そうなのですね。

人事課長

7割水準については民間の状況を踏まえて、そのように設定しているということです。現在の再任用制度に比べますと、期末手当、勤勉手当が支給されるなど、手当面でも拡充して措置されております。給与の7割水準につきましては当分の間ということで、2年に1歳ずつの長い経過期間がございます。その期間中にしっかりと点検をしながら、必要な調査、対応をする法律の仕組みもございます。その中で、新しい仕組みになっていくと思われま

加藤麻里委員（分科員）

そうすると、管理職の方は60歳の定年と同時に現在の職以外に異動することになれば、当然に管理職手当もなくなった中で7割水準になるということでしょうか。

人事課長

おっしゃるとおりでございます。給料月額について7割ということになります。管理職から除かれますので、管理職手当の支給もないということになります。

鈴木洋一委員（分科員）

要は、管理職手当の減額分も含めて7割ということでしょうか。管理職手当は抜いて、そのほかの本給——民間では本給とかと言うけれども、それを7割にするということではなくて、総額の7割ということですか。

人事課長

基本的には、給料月額が7割になるということになります。

鈴木洋一委員（分科員）

給料というのはどういうものですか。

人事課長

給料というのは、いわゆる本給の部分です。

鈴木洋一委員（分科員）

本給の分ですか。そうすると、管理職手当がカット（削減）されて、そのほかに本給も7割になると、実質的な収入はもっと減ることになるわけですか。

人事課長

その形になります。本給が下がる部分と、手当は

支給要件に合うか合わないかということになりますので、管理職手当という面でいきますと、管理職手当も支給されないことになります。

鈴木洋一委員（分科員）

そうすると、実質的には6割とか、そんな感じになってしまうのですね。それでも、定年で退職してしまえば給料はゼロになってしまうわけだから、それに比べればまあまあ——本人が希望すれば収入はあるということになる。なるほど。管理職の人にとっては少しそこは厳しいかな。管理職ではない人と比較してどうなのだろうか。

実質的な収入が、人によって7割になったり6割になったりする部分をどう考えるか。そこはどう思いますか。

人事課長

現在は再任用制度ということで、いったん退職して主査級の職に就きます。給与水準でいきますと5割から6割程度ということになります。それが新しい制度では7割になり、手当の面でも措置されることになっておりますので、現行制度に比べると一定の措置は図られていると理解しております。

鈴木洋一委員（分科員）

あまりすとなとこない部分もあるけれども、国家公務員もそうなっているというのであれば、しょうがないといえばしょうがないのかな……。

佐藤正一郎委員（分科員）

対象の職員は、教育委員会、警察本部もですか。

人事課長

委員の御認識のとおりでございます。この条例によりまして、知事部局、教育委員会、警察本部全体が対象になるものです。

佐藤正一郎委員（分科員）

例えば教師の場合、管理職でなくなっても、クラス（学級）を持ったりと中身的には同じことをやらなければいけないのに、そんなに下がってしまうのは——定年延長することはいいのです。

しかし、一方で待遇などが極端に変わっていくのはすごく大変だと思います。さらに、退職金は最終的に辞めるまで出ないわけですから。

来年の退職者は何名ぐらいいらっしゃるのですか。

人事課長

警察本部と教育委員会については手元にデータがありませんけれども、知事部局でいきますと、今後5年程度はおおむね毎年100人程度が60歳に達する見込みとなっております。

原幸子委員（分科員）

今毎年100人ほどずつという話がありました。そうすれば、その方たちのほとんどが、この制度に申し込む形でよろしいのですか。

例えば県職員を退職して、給料がいい別のところ

に行きますみたいな形ではなくて、ほとんどの方が再雇用に来る形でよろしいですか。

人事課長

昨年度、そういった意向についてアンケートをとっております。

その際は——知事部局に関して申し上げます——県で勤務を希望する方が8割でした。そのうちの8割がフルタイムでの勤務を希望するという結果でした。

この後、来年度60歳に達する職員の方々に、より詳細な内容を説明した上で、また意向を確認することになります。

原幸子委員（分科員）

もう一つ確認です。

国に倣って県も改正したではないですか。そうすれば、市もこれに倣って変わるといふことでよろしいのですね。

人事課長

組織や職については若干異なる部分はあるかと思えますけれども、地方公務員法の改正という大きな枠組みの中での話になります。

給与の7割水準や短時間勤務制の導入、65歳への段階的引上げといったものは、地方公共団体全てに共通するものでございます。

鈴木洋一委員（分科員）

災害り災者見舞金についてです。

当初予算で1,120万円を計上して、今回の給付見込額が2,394万円ですけれども、そうするとその足りない分はどこから支出したことになるのですか。

総合防災課長

今回の大雨で足りなくなった部分につきましては、予備費を充当しております。

住谷達委員（分科員）

税務総合システムの改修についてです。

切替えのタイミングは来年の4月1日からですか。

税務課長

適用されるのが4月1日からになりますので、その段階で改正された税率などが適用されるように切り替えます。

住谷達委員（分科員）

こちらの所管ではないけれども、企画振興部かな……。セキュリティクラウド（Webサーバー等を集約し、監視及びログ分析・解析などのセキュリティ対策を実施するもの。）のところで、結構、不具合があったのです。それも人為的なミスが要因だったこともあったという話を聞いているので、こういった切替えのときに人為的なミスは起こりやすい感じがします。そこはしっかり業者さんとも打合せをしながら、そういったことがないように気を付けて

いただきたいと思っておりますけれどもどうでしょうか。

税務課長

今回は、令和4年度税制改正分を提案させてもらっておりますけれども、税制改正は毎年ありますので、その辺は業者にもノウハウがあります。「こういうことをやっていけば大丈夫」、「これを抜かすと危険である」といった経験があると思っておりますので、そこは当然県としてもチェックをしながら、また業者とも一緒に確認しながら、ミスのないようにしていきたいと思っております。

住谷達委員（分科員）

慣れていけば慣れているほど、往々にして人為的なミスは起こりやすい。我々も当たり前だと思ってやっているところで、実はそれが見落としがちなミスだったというのは結構ある。そこは注意していただきたい。

それから、人工（作業量の大きさを表す単位の一つ。一人が一日働いた作業量を一としたもの。）などの内訳はどうなっていますか。

税務課長

作業量という……。

住谷達委員（分科員）

少し細かいところで申し訳ないけれども。

税務課長

今回の改正に限らず、これまで何回もあったのですけれども、まずプログラムを組むというところもありますけれども、影響調査——ある部分を替えたときにどれほど現行のシステムに影響があるのかといった調査や、実際にプログラムを組む上で、家であれば設計図を組むようなところが3割ほど、それから最後のテストが3割ほど、あとは実際のプログラムの作成等が残りの部分と、おおむねそのような内容になっております。

佐藤正一郎委員（分科員）

先ほど鈴木委員から話がありました、災害り災者見舞金についてです。

これは当初予算で1,100万円ほどを計上していました。実質的には2,300万円以上の見舞金を出すことになったので、不足した1,200万円については予備費でもう支払ったということですか。

総合防災課長

現在手続をしているところでして、今週中にはほぼ全て給付される見込みでございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

お金の流れがよく分からないのです。

今回補正されたものは、この後災害がなければ結局不用額になってしまうということですか。

総合防災課長

そのとおりでございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

分かりました。

いずれこの後、こういう見舞金を出さなくても良ければ非常にいい形だと思う。

それから、見舞金の金額です。

何年か前に見直しをして、東北の中でも結構レベルの高い額になっているのですよね。他県を見ると、金額が結構小さかったような気がしますが、それはどうですか。

総合防災課長

本県の見舞金の金額は、平成19年に見直しをしております。他県の制度を見ますと、ばらばらといえますか、額が少ないものから大きいものまであります。当県のコストに関しては、それなりといえますか、決して低いものではないと思っております。

佐藤正一郎委員（分科員）

今回被災した状況を見ると、家が全壊したとか、亡くなった場合なんか——例えば、雪による被災の場合だと、亡くなった場合には結構高額な見舞金が出たりしているのではないですか。

でも、こうした金額がどうなのかと思って調べてみたら、災害についての見舞金の額は、他県は低くなっていました。秋田県は平成19年の見直しで相当思い切った形で設定されたんだと思いました。

でも、半壊、床上浸水した方々にとって、それを片づけたりするのは現実的には大変なことなので、果たして20万円がいいのかどうか。市町村が上乘せして応援しているケースもあるようですから、少しでも応援できればいいと思いました。

いずれこの金額については分かりました。

次に、総務企画委員会です。全体的な歳入と歳出について少し伺いたいのです。

先ほど財政課長から、歳出の老人福祉総務費で昨年度のコロナ（新型コロナウイルス感染症）関係の事業の実績で約21億円を国へ返還するという説明がありました。

これは歳入にある新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のように幅広く使える交付金ではなくて、特定の医療関係の目的があったものの実績で21億円を返還するという理解でいいのですか。

参事（兼）財政課長

委員おっしゃるとおり、21億円を返還する分につきましては、いわゆるコロナ交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）ではなくて新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金——医療体制を整備するといった目的の下に使う交付金のお金を返還することになっておりますので、正に御理解のとおりだと思っております。

R2年度の事業として交付されたものをR3年度まで繰り越して（一会計年度から次の会計年度へ財源を持ち越すこと。）、精算できたので、今回返還

するものでございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は幅広く様々な用途に利用されていますけれども、今回21億円の増額です。

総額で142億4,504万円まで大きくなっていますけれども、秋田県にはどれぐらいの金額がまだ枠として——この交付金の枠はどれぐらいまで示されているのですか。今までの予算の積み上げではこの額かもしれませんけれども、総体的にはどうですか。

参事（兼）財政課長

交付金の関係で申し上げますと、今年度は、コロナ交付金の通常分と物価高騰対策分ということで、自由に使えるという意味では大きくこの2種類があります。

今年度の使用可能分ということで申し上げますと、通常分では約80億円、物価高騰対策の関係では約37億円が枠としてはあります。

他方で、国からあらかじめ今年度幾ら使えるという形で提示されるものではなくて、都度——今回、物価高騰対策の関係で49億円を秋田県に配分すると国から発表がありましたけれども、そういった形で措置されるたびに「幾らですよ」と提示されるものになっております。ですので、現状使えるという意味では、今日我々も把握した物価高騰対策分を除いた通常分の約80億円、物価高騰対策の関係で約37億円ということですが、既にこの交付金の枠については充当済みの状況であります。これに更に超過計上分——もし不用額などが出た場合を想定して、この額以上に見込んである状況でございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

そうすると、今言われたとおり、当初からあった八十数億円プラス三十数億円だとこの額にはならないわけで、更に見込んで21億円ぐらいを今回歳入で枠として見たということでのいいのですね。

参事（兼）財政課長

計上しているものについて言うと、もっと細かい——コロナ交付金のカテゴリーで言うと、検査促進枠みたいな、PCR検査の無料実施のための予算などもあつたりします。そういったものも合わせると百四十数億円になっています。

今私が申し上げた約80億円と約37億円は、各地方の裁量、実情に応じて——もちろんコロナ対策と物価高騰対策という制約は付きますけれども、そういった中で使える予算ということで申し上げさせていただいた次第でございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

一般質問で取り上げたのですけれども、9月15

日で打ち切った自宅療養者給付金事業についてです。

当初、2月議会の補正予算で提案されたときには、このコロナ対策の交付金が財源という説明を受けました。その後、6月議会の補正以降あたりに、4割は県が独自に財源を持ち出していたというマスコミ（マスコミュニケーション）の報道がありましたが、実際はどうだったのですか。同じ交付金でも、一定程度の県費を入れなければ交付金の使途として認められないケースもあったのですか。

参事（兼）財政課長

国から認められる、認められないというよりは——6月議会のときに追加で21億円程度を予算措置したと思いますけれども、そのときにコロナ対策の通常分の予算額——要は使える額が非常に限られていた状況でしたので、一部に充てる分の残額しかなかったと理解いただければいいと思います。

佐藤正一郎委員（分科員）

そうすると、この交付金は一部にしか充てられなかった。

秋田県におけるコロナ陽性者があまり多くない時点で、7万人分と非常に大きく計上しました。将来に備えて7万人分の21億円を補正して、最終的に交付金の額は34億円になりました。

私は、予算的にもそういう裏づけが当然あって、まして国から来る交付金を全て充てられるものと思っていましたから……。内情として、そのときは交付金のお金はもうなかったと、今初めて聞いたのですけれども、実際そうだったのですか。

参事（兼）財政課長

そういう状況でございます。

したがって、6月議会のときに既に超過計上分ということで不用額も念頭に置いた計上をしております。そういった意味で、全てコロナ交付金を充当できていないものや、余ればされるかもしれない——その時点において、超過計上分として計上していたものについてはコロナ交付金を充てないという整理をしておりましたので、今委員がおっしゃっていた自宅療養者給付金についても、一部しかコロナ交付金を充当できないという財源整理をさせていただいたところでございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

あのときはそういう説明ではなくて、秋田県は大変大きく出て、全国的にも一歩進んだことをやるということで我々も同意したわけですが、でも実際それが全て県費の持ち出し——自主財源（地方公共団体が自主的に調達できる財源。）の持ち出しみたいな背景になっている。そういったことも分かっていた予算計上をしていたのですか。

参事（兼）財政課長

そういう形になります。

もちろんコロナ交付金があることが前提でありま
すけれども、かつその時点で、どういった施策が重
要かという判断を個々にしながら予算計上させてい
ただいております。

あの時点におきましては、仮に一部一般財源を持
ち出すことになったとしてもやるべきであろうとい
う判断をさせていただいたということであります。

佐藤正一郎委員（分科員）

とても一部ではない。交付金は対象にならずに、
ほとんど一般財源の持ち出しを行う覚悟で——もし
かすれば、感染者があまり増えなければそれで良か
ったのかもしれませんが、実際は急増して9万人を
超えてきた。それでも、実際にはまだ6月議会で審
議した交付金の予算の枠の中なので、何で15日に
打ち切るのかがいまだに全く理解できていなかった
のですけれども……。今実情は分かりました。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、総務部関係の議案に関する質疑を終了し
ます。

次に、総務部関係の請願、陳情等はありませんの
で、所管事項に関する審査を行います。ここで暫
時休憩いたします。

再開は、午後3時35分とします。

午後3時26分 休憩

午後3時35分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説 明 者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

所管事項に関する審査を行います。

始めに、執行部から発言を求められておりますの
で、これを許可します。

総務課長

【共通資料「第三セクターの令和4年度経営評価
について」、提出資料「令和3年度内部統制評価
報告書について」、「新行財政改革大綱（第3
期）の評価について」により説明】

参事（兼）財政課長

【提出資料「令和3年度決算に基づく健全化判断
比率・資金不足比率(速報値)について」により説
明】

広報広聴課長

【提出資料「個人情報の保護に関する法律施行条
例（仮称）の素案について」により説明】

総合防災課長

【共通資料「令和4年度政策等の評価の実施状況
について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質
疑を行います。

質疑は、各課・室一括して行います。

住谷達委員（分科員）

共通資料「令和4年度政策等の評価の実施状況に
ついて」の地域防災力（地域における総合的な防災
の体制及びその能力。）の強化について伺います。

今年8月の大雨は、各地で大変な状況だったので
すけれども、この中で自主防災組織（自治会、町内
会などを構成単位とする自発的な防災組織。）はど
ういう役割を果たしたか。そういう報告などはある
のですか。

総合防災課長

自主防災組織の有効性が示された事例は聞いてお
ります。これはテレビでも実は報道されたものでは
ありますが、土砂崩れが起こる前に自主防災組織の代表の方
が、組織されているエリアの町内1軒1軒を回り、
避難するように呼びかけました。その結果、土砂災
害は起きたのですが、避難誘導が成功して被災者が
一人もいなかったという事例があります。

住谷達委員（分科員）

好事例があったというのであれば、それをしっか
り伝えることが大事だと思います。いまだに組織率
が目標に達していない状況——そういった事例が効
果的であるということが分かれば、おのずと増えて
いくと思います。直近の事例をしっかりとお知らせし
ながら、自主防災組織の組織率向上に向けて取り組
んでいく必要があると思いますので、そこはしっか
りやっていただければと思います。

総合防災課長

今私が把握しているのはこういった事例ですけれ
ども、それ以外にも好事例がありましたら、各市町
村にも有用性を広くPRして、組織率の向上につな
げていきたいと思っております。

住谷達委員（分科員）

あとは、個人情報の保護の観点です。地域防災も
地域の実情——個人情報に壁になって、地域になか
なかな行けないということも、自主防災組織を組織
した際によく聞く話でもある。そこは町内会が中心に
なって多分やるのだろうと思うけれども、高齢者の
独り暮らし——どこにどういふ人が住んでいてとい
うのが分かりづらいみたいなので、そこがもう少し

何とかならないのかと思いますが、そこはどうか。

総合防災課長

個人情報、あまり他人に知られたくないという考えがある一方で、災害時にはそういった方々を助けることが必要になってきますので、ふだんからのコミュニケーションも大切だと思っております。

災害のための組織ではありながら、母体が町内会という組織でもありますので、ふだんからのコミュニケーションがとれるようなこと——例えば防災アドバイザーを活用するなどして、コミュニケーションの必要性を訴えかけていきたいと思っております。

杉本俊比古委員（分科員）

総務課の「新行財政改革大綱（第3期）の評価」について教えてください。

県の政策の様々な分野で、県民参加の推進は非常に大きなテーマだと思うけれども、残念ながら県民参加の推進の評価に関してはB評価になっている。資料の2ページを見ますと「公募委員の割合が目標に届かなかった」ということで、公募要件が厳し過ぎたと書いている。その次の行には「緩和」と書いてあるけれども、厳し過ぎて、反応がなかなか得られなかったという意味なのでしょうか。

総務課長

公募要件につきましては、基本どなたでも結構なのですけれども、実は議員の方や公務員の方はこれまで除外しておりました。それを、公務員の中でも市町村や国の職員は対象としてもいいのではないかとということで、今年度から拡充したところでございます。

杉本俊比古委員（分科員）

この後要件を緩和して、再度公募し直すことになるのですか。

総務課長

今後公募するものからということになりますが、今年度の下半期の委員につきましては、既にそういった公務員の要件は緩和して実施しております。

杉本俊比古委員（分科員）

評価結果一覧の4ページ、6番目を見ますと、「県民サービスの維持・向上」という——例えば、評価の中に自己評価があって、そして外部評価があって、評価の仕方が——自己評価は県の所管で評価するわけですね。外部評価は、評価委員会だとかでやる。

例えば、「県民サービスの維持・向上」を見ますと、自己評価のA評価が項目の6—1、6—3、6—4と3つあって、外部評価がBです。こうした自己評価と外部評価のアンバランス——評価の視点はどこが違って、どうすればいいのかというようなこと——この件に限りませんけれども、県の所管部

局でこれから見直す課題をしっかりと確認し、これからの目標に生かされるように進められているものですか。

総務課長

県の自己評価につきましては、それぞれの項目について数値目標を定めております。そこを基準として、厳しい評価を行っておりますが、外部評価ではそうした数値目標のみならず、定性的な状況ですとか、全体を御覧いただいて評価していただいているものでございます。自己評価のときは、コロナの影響などはあまり加味していないのですけれども、外部評価のときはコロナの影響も委員の方たちが見てくださっていますので、少し評価が違うところもあります。

杉本俊比古委員（分科員）

質問項目が変わってもいいですか。

委員長（会長）

どうぞ。

杉本俊比古委員（分科員）

「個人情報の保護に関する法律施行条例（仮称）の素案」について確認します。

これからは個人情報保護法制で一元化して対応することになるということですが、例えば個人情報の開示請求の受付も、全部一本で受けることになるのですか。

広報広聴課長

法律は一元化されます。

しかし、各窓口は市町村、都道府県と、これまでどおりとなります。

杉本俊比古委員（分科員）

行政体だったり企業体だったり、それぞれ窓口はあるという意味では、今までと変わらないということですか。

広報広聴課長

委員認識のとおりでございます。

杉本俊比古委員（分科員）

個人情報の開示請求への対応というのは、判断が非常に難しい要素が多々あるかと思うのです。

例えば、それぞれで対応するということですが、県で対応するときに、この判断に関しての考え方——広報広聴課かもしれないけれども、どこが開示請求に対応する判断基準——全面公開や部分公開、非開示もあると思うけれども、考え方については何か定められているものですか。

広報広聴課長

判断基準についても、これまでは各自治体の条例により判断してきていたところを、これからは国の法律、規則等によって各自治体が判断することになります。

杉本俊比古委員（分科員）

いずれ昔と違って、電子情報への対応もいろいろ多くなってきている。常に職員もスキルアップに取り組んでいかなければいけないと思いますので、そこは頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

佐藤正一郎委員（分科員）

所管事項全体でもいいのですよね。

委員長（会長）

どうぞ。

佐藤正一郎委員（分科員）

一般質問で取り上げて、知事の答弁をもらいました。今回の豪雨災害の最中に、県北部の振興局の中堅の職員の方が亡くなった。それで、その事実を把握しているということで知事も認めておられました。ただ、残された文書には、上司のパワハラ（パワーハラスメント）があったということで、調べているという答弁でした。従来から様々な問題があった場合は総務部が対応していたと思いますが、実際に今総務部で内部調査をしていますか。

人事課長

一般質問の答弁において知事がお答えしております。

様々な観点から調査を実施しているということで、その調査自体は総務部において実施しております。

佐藤正一郎委員（分科員）

内情については個人的なことでもあるので、私もそれ以上は……。きちんとそれは調べてもらいたいと思います。実際に中堅の職員が亡くなるということは非常に重いことなのです。その背景にもし職場でのパワハラがあるとすれば、これは良くないことであります。そういった意味では、ふだん人事管理の上で——実は、この前議会で議員としてのハラスメントに関する全国的な研修があり、全員受講したのですけれども、県庁職員に対しては、ハラスメントに対する意識を改革していく勉強、研修——今は見方が違ってきていますから、そういう機会がありますか。

人事課長

初めて管理監督の立場に就く職員の研修のメニューの中で、ハラスメントに関する研修を実施しております。

県としては、マニュアルや指針——ハラスメントについてはしない、させないといった指針やマニュアルを定めており、そういうものに基づく研修や、毎年度各所属部局、それから人事課にハラスメント相談員を配置し、指針やマニュアルの周知をしております。

また、管理監督職員になった時点での研修を実施するなど総合的に取り組んでいるところです。

佐藤正一郎委員（分科員）

数年前を振り返ってみると、健康福祉部でも中堅の職員が自ら亡くなった。その後に、遺族の方からいろいろな申出があったと思うけれども、昨年度、県と遺族の方が和解している例がありました。その前には、警察署内においての上司との関係——最終的にははっきりしない状態のままで終わった気がしますけれども、亡くなっているケースがあった。だから、時々こういう事例があります。非常に不幸なことです。

改めて今回、調査をしっかりといただくことはそれでいいのですけれども、ハラスメントを防ぐ意味で、ふだんの意識改革は、この機会に皆さんに周知徹底をしていただきたいと思います。こういうことが二度と起きないようにしてもらいたい。50歳前後の一番将来のある方がそういった選択をするというのは、様々な事情があったにしても大変重いことだと思います。その点、部長はどうですか。

（※31ページで発言訂正あり）

総務部長

一般論としてのハラスメント防止対策ということだと思います。今研修もしっかりやっておりますし、ハラスメントがない、みんなが本当に気持ち良く働けるような職場は作っていかないといけないと思っています。それは今までどおりしっかりやっていきたいと思っています。

佐藤正一郎委員（分科員）

今までもやってきたでしょうけれども、でも実際にまたこういう事例が起きたわけです。

ですから、今回はきちんと調査をして、その背景を調べていただきたい。

そして、こういった事例がこの後起きないように、内部でも今後の対応については十分に検討していただきたいと申し添えて終わります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、総務部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日、午前10時から委員会及び分科会を開き、企画振興部関係の審査を行います。

散会します。

午後4時15分 散会

令和4年9月22日（木曜日）

本日の会議案件

1 議案第144号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部
を改正する条例案（趣旨説明・質疑）

2 企画振興部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

3 議案第149号

交通事故に係る和解について

（趣旨説明・質疑）

4 あきた未来創造部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

5 議会事務局及び人事委員会事務局関係の付託案件以外の所管事項

（質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	鈴 木 洋 一

書 記

議会事務局議事課	佐 藤 慎 大
議会事務局政務調査課	
	佐 藤 真 也
総務部総務課	柴 田 穰
企画振興部総合政策課	
	田 中 紀 子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	
	佐 藤 良

会 議 の 概 要

午前9時59分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎
委員（分科員）	加 藤 麻 里

委 員（分科員） 鈴 木 洋 一
説 明 者

企画振興部長	鶴 田 嘉 裕
企画振興部次長	高 橋 一 也
企画振興部デジタル化統括監	
	坂 本 雅 和
総合政策課長	萩 原 尚 人
市町村課長	鈴 木 雄 輝
デジタル政策推進課長	
	小 熊 新 也
調査統計課長	田 中 等
国際課長	土 門 啓 介

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、企画振興部関係の議案に関する審査を行います。

議案第144号を議題とします。

企画振興部長の説明を求めます。

企画振興部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課長の説明を求めます。

市町村課長

【議案〔5〕及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

佐藤正一郎委員（分科員）

改正理由の（2）に「応急仮設建築物」との記載がありますが、具体的にはどのようなケースが考えられますか。

市町村課長

例えば選挙事務所や工事現場、あるいはPCR検査所のプレハブ（工場であらかじめ完成させた建物を現場に運び、設置する建築工法。）等が対象になります。秋田県内で県が許可しているものとしてはPCR検査所がほとんどであります。

佐藤正一郎委員（分科員）

仮設の診療施設といったものを、昨年、各医療機関で設けたりしましたがけれども、そういったものの期限を延長していく場合の手続ということですか。

市町村課長

正にこの法律の延長のきっかけが、そうしたPCR検査所をいったんは仮設で建て、期間が2年以内ということでありましたが、昨今のコロナがまだ収束しないということで、地方の自治体からの要望を踏まえた法律の改正であると伺っております。

島田薫委員（分科員）

今の関連です。

新型コロナウイルス感染症の収束がなかなか見えない中で、仮設のプレハブの検査所を継続して使っているわけですが、今後の状況によっては更に延長することもあり得ると考えているのですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

市町村課長

更に1年と申しましたが、この1年は何度延長してもいいことになっていて、実質無期限といいますか、継続されるものとなっております。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、企画振興部関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、企画振興部関係の請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

国際課長

【共通資料「第三セクターの令和4年度経営評価について」により説明】

総合政策課長

【共通資料「令和4年度政策等の評価の実施状況について」、「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン政策レポート」により説明】

デジタル政策推進課長

【共通資料「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン政策レポート」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課一括して行います。

原幸子委員（分科員）

マイナンバーカードの交付率について、今朝の新聞の一面に大きく載っていました。この点に関して、基準に満たない市町村に、県としてどういった取組を促していきますか。

市町村課長

各市町村で、それぞれ事情が違います。

市と町村によってもまた違うということで、特に町村に関しては窓口で対応する職員が少ないという課題があります。そこに対しては、国が補助率

100%の補助金を用意しております、第三者に外部委託する。その出張の窓口支援を行うといった手法が有効だと考えておりますので、そういった委託の促進を各市町村に働きかけているところであります。

また、県としても産業労働部や地域振興局と連携して、毎月企業回りをしております。その企業回りの際にマイナンバーカードへの加入をお願いして、了解を得られたところには市町村が出張して申請手続きをするといった取組支援をやっているところであります。

原幸子委員（分科員）

大仙市は、たまたま今回は全国平均を上回っていた。大仙市はショッピングモールみたいなところに窓口を設けて、自分で手続きができない人たちが携帯電話やスマートフォン（先進的な携帯機器用オペレーティングシステムを備えた携帯電話の一種。）などを持って行って、職員の人たちが一緒にやってくれた。最後までそうやってやってくれたから——年配の方に聞いてみると、今宣伝でポイントとしきりに言っているのだから窓口に行ったという話が結構あった。

それで、やはり自分一人では難しくてなかなかできなかったということです。けれども、職員の人たちと一緒にやりながら——申請の時間帯にもよるのでしょうか、「早めの時間帯のときは窓口は意外と空いているから、丁寧に対応できますよ」みたいなことを言われたらしいのです。

ですから、臨時雇用の人たちでもいいのですけれども、窓口で職員を増やすような施策を是非してほしい。

もう一つは、国が交付金の策定のときに減らすという正式な通知は県に来ているのですか。

市町村課長

今朝の新聞の件につきましては、まだ具体的に県に情報が来ておりません。ただ、そういう方向であるということとは間違いはないという話は聞いております。

原幸子委員（分科員）

この方向性は、たしか3か月ぐらい前にも一時期話があったではないですか。取得率が全国平均を上回らない市町村に対しては交付税を減額するとか。それから第2弾のポイント付与が始まったわけではないですか。

ですから、国は本当にやりかねないので、是非市町村に頑張っていただいて、全市町村が全国平均を上回るように対策をとっていただきたいと思います。

これはお願いです。

佐々木雄太委員（分科員）

鈴木課長、今窓口対応分で国から補助金を得られて——外部委託も含めてですけれども——利用している市町村はどれぐらいあるのですか。

市町村課長

能代市、大仙市が利用しております。これから9月補正で北秋田市と他の市町村も予算化するという

話は伺っております。

島田薫委員（分科員）

「令和4年度政策等の評価の実施状況について」の28ページ、基本施策4の「ICTによる便利な暮らしの実現と地域の活性化」についてです。

(1)にある電子申請サービスの申請件数の中身ですけれども、スマートフォンやインターネットを通じて申請した件数ということによろしいのでしょうか。

あるいは庁舎に行って、そこに設置されている端末を使ったものも含まれるのですか。

デジタル政策推進課長

スマートフォン、パソコン等を利用したものがカウントされておりますので、対面での操作は入っておりません。

島田薫委員（分科員）

対面でなくても、庁舎や支所に機械があって、窓口に行かないでその機械を使ってとれるものもあるではないですか。そういうものは含まれていないということによろしいのでしょうか。

デジタル政策推進課長

基本的にシステムを利用しているものをカウントしておりまして、その総数であります。

島田薫委員（分科員）

ですから、庁舎に行って、そこにある端末を使ったものは窓口の対面ではなくて、一応機械を使うわけです。それはここでいう電子申請サービスに含まれるのかどうか。いかがですか。

デジタル政策推進課長

電子申請届出サービス（自宅や職場などからインターネットを通じて申請届出を行うことができるサービス。）のポータルサイト（様々なコンテンツへの入り口となるWebサイト。）を利用していただければ、場所にとらわれずにカウントされています。

島田薫委員（分科員）

ポータルサイトということであれば、庁舎にある端末を使うものは含まれないということによろしいのですね。

デジタル政策推進課長

基本的に庁舎の中に接続しているものはカウントされません。インターネット経由でございます。

島田薫委員（分科員）

あと、件数です。電子申請でないものも含めた全体の比率で言えば、令和3年は何%ぐらいになっているものなのでしょうか。

デジタル政策推進課長

私ども、電子化率を一つの目安にしておりまして、令和4年4月1日現在の数値で64.8%でございます。

島田薫委員（分科員）

目標に対する達成率——平成30年が5,000、令和元年が6,000、令和2年が7,000、令和3年が8,000という目標です。

それに対しては258%と非常に高い達成率にはなっているわけですが、比較のおとなしい目標なので——全体の達成率が大事なのかなと思います。

いずれ実績を見ながら当然目標は見直されるとは思いますけれども、そういう観点で質問させていただきました。

デジタル政策推進課長

ありがとうございます。令和4年度から令和7年度にかけては、新たな目標として、先ほど申しました64.8%の電子化率を100%にすることを掲げております。

加藤麻里委員（分科員）

マイナンバーカードについてです。

今朝の新聞を見て非常に違和感を覚えました。なぜなら、一時的にポイントが付くということで取得を進めるというのも一つあるのでしょうかけれども、交付税で差を付けるのは——そもそも交付税がどういった目的で各市町村に交付されるのかと思ったときに、マイナンバーカードにどれだけ加入しているかで差を付けるのは本来の目的と違うのではないかと思います。その部分についてはどのようにお考えですか。

市町村課長

数か月前に交付税に反映させるという話が出たときに、我々も国に確認をいたしました。具体的にまだ算定方法が決まっているわけではないのですが、指標の一つとして利用するということでした。それをもって全ての数字に反映させるということではなくて、デジタル化の推進を進める上での指標の一つとしてそれを算定根拠にするという話は伺っております。確かに委員言われるように、それだけをもって交付税に反映させるのは若干違和感はあるわけですが、その辺は総務省でもまだ具体的な検討をしている最中だと聞いております。

加藤麻里委員（分科員）

メリットなど、様々な部分でまだすっきりと納得できていない方もいらっしゃると思います。それをこういった形で差を付けることは、私は少し考えるべきではないかと思いました。そういう意味で、ちょっとした圧力のような感じがしました。

例えば私は美郷町に住んでおりますが、何か町に悪いことをしているかのような罪悪感にもつながる——圧力めいた感じになってしまっただけでなく、良くないなと思います。その部分については配慮がないと、プラスに動かしたくても、かえってマイナスに動くことになってしまう。そうならないようにしていた

だきたいと思います。

杉本俊比古委員（分科員）

何点かお伺いしたいと思います。

政策等の評価の実施状況などをリードしている部署だと思えます。また、この後の在り方についても内部的な議論をリードされる立場だと思うので、個別の話というよりも全体的な話として伺いたいです。

例えば政策レポートの32ページを見せていただくと、地球温暖化対策ということで森林対策や吸収源対策などにかなり力を入れて取り組んでいる。

ただ、今これから注目すべきものとはということで、海に目を向けるべきではないかと。ブルーカーボンニュートラル（海藻、植物プランクトンなどの海洋生物による二酸化炭素の吸収能力によって、排出量と吸収量をゼロの状態にする考え方。）という発想があって、そういう視点で考えることを主張される方もいらっしゃるのです。北海道は海に面するエリアが広いからなのでしょうけれども、しっかりブルーカーボンニュートラルの視点を総合計画や総合戦略なりに入れていくということですので、秋田でも取り入れれば、例えば海藻の藻場の形成を利用した食品開発など、いろんな広がりのある話になっていくかと思うのです。

そういう議論をこれからリードしてもらえないかということをお伺いしたいと思います。

総合政策課長

ブルーカーボンニュートラルは、初めて聞いた言葉です。今の新秋田元気創造プランにもそういった言葉は多分出ていないと思えますし、今回の政策レポートにも記載はされておりませんが、新たな視点だと思えます。そこは生活環境部にも情報提供して、今後の政策にある程度反映できるかどうかを検討する余地はあるのかなと思って今お伺いしましたので、お伝えしたいと思います。

杉本俊比古委員（分科員）

産業につながることも含めて、食品加工という意味で、いろいろ可能性はあると思えますので、検討をお願いしたいと思います。

それから、もう一点、令和4年度政策等の評価の実施状況についてお伺いしたいのです。この点もある意味全体的な話です。

先ほど「ICTによる便利な暮らしの実現と地域の活性化」の説明のところで、達成率がすごく向上しているという言い方が適当かどうか分からないのですけれども——例えば、資料の28ページを見ると、達成率が何百%で安定しているような——達成が厳しくてという、低値安定もあるのかもしれないのですけれども、目標の定め方——目標というのは政策的に皆さんがいろいろ知恵を絞って頑

張れば達成に行き届くというぐらいの性格であるべきと思うけれども、一方でこうした大きな達成率がずらっと並ぶというのも、うまくないのではないかと感じたところです。

全庁的な部分をリードする立場として、この評価の考え方を教えてください。

総合政策課長

指標の達成率の計算方法につきましては、第3期ふるさと秋田元気創造プランの場合は、目標値分の実績、掛ける100というやり方——分かりやすいということでこの方法を採用した経緯がありまして、こういう状況になっております。

確かに、極端なこういった例もありますが、ほかにはあまりなくて、そういう意味では指標の立て方が数年前はどうだったのかという疑問は私にもあります。あまりそういうことがないように、指標を立てる際には十分検討する必要があると考えております。

企画振興部次長

今課長が申したとおりなのですが、そもそも前回の第3期ふるさと秋田元気創造プランも、今回の新秋田元気創造プランも、指標を立てるに当たっては努力型ということで、委員おっしゃるとおり、県民が努力して、ようやく達成できる目標の立て方をとるというのは前回においても同様であります。特にICT（情報通信技術）分野においては、当時、数年前に想定したよりも技術の進歩等が速くて、当初目標よりも実績値のほうが大きく上回る結果になったということでありました。一般的な他の指標は、課長申したとおり、正にぎりぎりのラインで達成していくという数値になっておりますので、今回のICTの部分若干特殊だったと御理解願えればと思います。

デジタル政策推進課長

補足になります。

少々細かいところですが、「ICT利活用による県民生活の利便性向上」における電子申請の数が急激に伸びているのは、1つは技術的な部分の動向の急速な進展もございますし、新型コロナウイルス感染症拡大の対策として、新型コロナウイルス関連の申請件数が押し上げたということも、ここ令和2年度、3年度でございました。

杉本俊比古委員（分科員）

いずれ全体的に見れば整合がとれているかとは思いますが、各部署、各セッションごとの業務の目標になっているわけですから、その目標の見直しも、またそれぞれ課せられた課題でもあろうかと思えますので、そこは積極的にやっていいと思えます。よろしくお祈りします。

それから、もう一ついいですか。

これは、あきた未来創造部に関わるのかもしれないけれども、県内就職を希望する方々から、どうも秋田県は採用試験の日程が遅いのではないかとの声がある。

一方で、首都圏の企業からの勧誘が非常に早い段階から行われている。役所関係でいえば、都会のほうが早く、秋田県は極めて遅くて、都会の自治体に合格して選択肢がもう限られてしまうというようなことを聞かされることがあるのです。

要するに若者の県内定着を進める上で、若い人材が県内に残ることができるような採用の動きも含めて、もう少し考えるべきところがあるのではないかと思うけれども、いかがでしょうか。

企画振興部長

杉本委員おっしゃるとおり、若者の県内定着に当たっては、採用に向けての早めの働きかけやアプローチが重要だと私も考えております。都会と比べての働きかけの時期については、恐らく産業労働部やあきた未来創造部でも、いろんなどころから話を聞いて把握しているものの一つだと思いますので、杉本委員からそのような御指摘があったというのを、改めてお伝えします。

また、県の採用となれば人事委員会事務局の仕事になりますけれども、働きかけや試験の時期、在り方についても恐らく様々な情報を基に検討されているのではないかと考えておりますので、それも改めてお伝えしながら、県内の若者の定着に向けて、県全体で推進していきたいと考えております。

杉本俊比古委員（分科員）

いずれ優秀な県出身の方々が、県外で学んで戻りたいと思いつつも、県外に進まざるを得なくなるという状態は極めて残念だと思います。

人口問題、若者の県内定着、そういったもの全体を仕切る立場として、様々な要素について情報提供やリードをしていただければと思います。

どうかよろしくお願いします。

佐藤正一郎委員（分科員）

「新秋田元気創造プラン政策レポート」の21ページ以降に賃金水準のことが書かれています。

昨年、新しいプランを作りました。そして、今年度から対象になっている。そうしますと、昨年までそういう課題があって、何とか賃金水準を上げていかなければいけないとか、それから格差——今どこも全体的に水準が上がっていく中で、秋田の格差を少しでも平均に近づける努力をしようということで、今年からスタートしているわけです。

この21ページ以降の数字を見れば、要は賃金が低いからこういう状況になったというデータなのです。ですから、結果——最新の数字として2019年の県民経済計算（都道府県内、あるいは県民の経

済の循環と構造を各方面にわたり計量把握することにより県経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な県経済指標として、行財政・経済政策に資することを目的とした統計。）からの値が出ていますが、その前の5年間を振り返ったところで、これはもう現状なわけです。むしろ新たに取り組もうとしているわけです。そういった意味では、飽くまでも次の方向を決めるためのレポートとしてはこれでいいけれども、これからの実績がどうなのかということについては、感じとして少しずれているのではないかと思います。毎回こうした数字が出て来るけれども、次へ向かうものとしてはいかがなものかと思いました。

県民経済計算は毎年行われているのですか。

それとも、この数字を発表する時期はずれるのですか。実際、2019年からもう3年たっていますから、その点はどうなのですか。

総合政策課長

毎年発表をしているのですけれども、今年出たのが2019年度の数字ということです。

佐藤正一郎委員（分科員）

今年出たのが2019年度の数字で2年前の数字が出てくる。

総合政策課長

そうです。2年ずれているのです。

佐藤正一郎委員（分科員）

2年ずれている。

総合政策課長

はい。

佐藤正一郎委員（分科員）

これは、どこがどういう形で調査しているのですか。

総合政策課長

これは毎年都道府県が公表するのですけれども、もともとは国で発表したものをベースに各県が発表しているというやり方になっておりまして……。

調査統計課長

国が調査対象年度の翌年度に国民経済計算を公表します。それを基に全国の都道府県がその翌年度に公表しますので、都道府県レベルでは翌々年度という形になります。本県の場合は令和元年度分を令和3年度末に公表していますけれども、決して遅いほうではありません。最終的に全国の都道府県がまとまったのが今年の9月でありました。そういう状況でございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

分かりました。そうすると、こういった数字の実態が賃金水準を向上させようという、県の大きなプロジェクトにする背景なわけですから、この後の推移には注目していきたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、企画振興部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

ここで、昼食のため休憩します。

再開は、午後1時30分とします。

午前11時05分 休憩

午後 1時26分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	鈴 木 洋 一

説明者

理事	陶 山 さなえ
あきた未来創造部長	小 野 正 則
あきた未来創造部次長	水 澤 里 利
あきた未来創造部次長	橋 本 秀 樹
参事（兼）あきた未来戦略課長	笠 井 潤
高等教育支援室長	高 島 知 行
移住・定住促進課長	真 鍋 弘 毅
次世代・女性活躍支援課長	六 澤 恵理子
地域づくり推進課長	小 原 友 明

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

初めに、あきた未来創造部関係の議案に関する審査を行います。

議案第149号を議題とします。

あきた未来創造部長の説明を求めます。

あきた未来創造部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課長の説明を求めます。

あきた未来戦略課長

【議案〔5〕により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課室一括して行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、あきた未来創造部関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、あきた未来創造部関係の請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

参事（兼）あきた未来戦略課長

【共通資料「令和4年度政策等の評価の実施状況について」、「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン政策レポート」、提出資料「あきた未来総合戦略の進捗状況及び関連事業について」により説明】

高等教育支援室長

【議案〔5〕、審議資料別冊「令和3年度公立大学法人秋田県立大学の業務の実績に関する評価結果」、「公立大学法人秋田県立大学の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価結果」、「令和3年度公立大学法人国際教養大学の業務の実績に関する評価結果」、提出資料「公立大学法人秋田県立大学の令和3年度決算による積立金等の使途計画について」、「公立大学法人国際教養大学の令和3年度決算による積立金等の使途計画について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は各課・室一括して行います。

住谷達委員（分科員）

常任委員会共通資料の政策レポートですが、午前中に審査した企画振興部でも、結構話題になった。若年女性の県内定着について、本当にしっかり取り組まないと大変であるというところは、多分みんな同じ認識だと思います。

それに当たって、例えば企業誘致——この間も、また先ほども話題になったのですけれども、秋田と北陸3県の県内就業者数の割合の比較の中で、他県は製造業が高いですね。製造業が秋田は低いところに来ている。賃金をどうやって上げるのか、女性が魅力を感じる職場をどうやって誘致してくるのかというのはあると思うけれども、県内の今の状況をどのように認識しているのか、まず教えてもらいたい。

参事（兼）あきた未来戦略課長

働く職場、それから賃金水準、そういった部分について課題があると認識しております。

企業誘致等については産業労働部等でも今一生懸命やっているところで、新しい企業の誘致もこれから出てくるのではないかと考えているところです。

女性の働く場の魅力づくりという部分についても、今までもやっておりますけれども、今年度においても様々な取組をしております。

その中で、女性に「子育てをしながら仕事ができる」という思いを持ってもらえるような取組は必要であると考えており、あきた未来創造部だけではなく、県全体で一体となって取り組んでいるところであります。

住谷達委員（分科員）

この点は難しいところがあって、すぐには解決できない問題だと思う。

一番最後のページ、「中期的な目標達成に向けた人口減少対策の方向性」で、重点的に取り組むべき施策としているのが、何といても若年女性の県内定着・回帰なので、高等教育支援室所管の国際教養大学や県立大学につながってくると思うけれども、学歴が高い方の県内就職——県立大学や国際教養大学と、せっかくいい大学へ入学しても、結局県外に行ってしまうともったいないというところがあるので、いかに県内企業の魅力を学生に伝えるのが大事になってくると思うのです。

そういった取組を、大学ではどう考えているのかを教えてもらいたいです。

高等教育支援室長

県立大学、国際教養大学の女子学生の就職ですけれども、県内に就職している学生もある一定数おります。学生数の男女比でいうと同程度ぐらいは県内に残ってくれているのかなという、毎年状況であります。

女子学生を特定の対象として就職促進を図る特別なことは、大学単体ではやっておりません。

ただ、県全体として、女子学生の県内定着に向けた事業がありますので、そういった事業には積極的に参加するように声がけ等をしている状況でございます。

住谷達委員（分科員）

やっぱり、県内定着してもらおう取組をどんどん増やしていく必要があると思う。

それから、先日国際教養大学に行かせていただきました。いろいろ見た中で、秋田は学内ベンチャー（大学等の成果を活用して学内で起業すること。）がないと思ったのです。他県の大学などに行くと、学内ベンチャーがあって、そこで起業している例が結構あるけれども、その取組が秋田は少ないと思いました。そこは学校の方針なのか、それともなかなか

か目がいけないのか。

秋田は、再生可能エネルギーがこれからどんどん伸びていく分野だと思うし、様々な地域課題もあって、それを認識して取り組むようなことがあってもいいのではないかと感じたりもする。

そこはどういう認識ですか。

高等教育支援室長

両大学とも起業という形で自らが会社を起こすことに関してチャンスがあれば、やっていてもらいたいところはあると思います。

最近、そういった形で県内で起業する学生も実際に出てきております。

国際教養大学でも、ここ数年、地域を活性化したいという思いで県内で起業している学生も出てきております。軌道に乗るまで少し時間はかかるかもしれませんが、実際に活動しながら——起業ですので、当然利益を出すということもあるでしょうけれども、それとともに地域を元気にしながら会社を運営していきたいという卒業生も幾らか出てきています。

住谷達委員（分科員）

そういったところも県内定着の一つのきっかけになるとは思うので、何とかそういった取組ももう少し増やして欲しい。

特に県立大学は農業分野では先進的な取組をやられていると思うので、秋田の若い人がもう少しそういったところに目を向けて頑張ってもらえるような取組を増やして欲しいと思いますので、よろしくお願いします。

佐藤正一郎委員（分科員）

「令和4年度政策等の評価の実施状況」についてです。

戦略が1から6まであって、それぞれまた項目があって、5段階評価をしています。その中の、1—3、「結婚や出産、子育ての希望をかなえる全国トップレベルのサポート」だけがE評価と、最も低い評価です。

改めて数字を見てみますと、これは理想的な目標だったと思うのですが——目標では、婚姻件数が平成30年から毎年増えているのです。

それから、出生数も毎年100人ぐらいずつ増えていくという目標です。

しかし、人口がどんどん減っている。特に若い女性が少なくなっているという報告がありました。これはもう現実とは全く乖離している目標になってしまっていて、永久にE評価からは脱することはできないのではないですか。実際どうですか。

次世代・女性活躍支援課長

人口が減っていくことが想定される中で、こういった目標は確かに厳しい目標であるという認識は持

っております。婚姻数……。

佐藤正一郎委員（分科員）

5 ページです。

次世代・女性活躍支援課長

はい。少しお待ちください。

婚姻数が減っていくことについては、人口が減っていく中では結婚しようとする意識を高めて結婚する方を増やす、それから結婚支援センターの会員を増やして、成婚報告者数を増やすといった取組をすることで目標を達成しようとしてきたわけですが、厳しい状況にあったと考えております。

ですが、やはりこういったものは高い目標を持ってやっていくということで、意気込みとして掲げたものでありますので、その目標に向かって努力をしてきたところではございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

ですから、そういう目標はいいのですけれども、現実問題として、これはもう未来永劫E評価を脱することはできないですよ。

例えば、もう見方を変えて、平成30年のペースを維持するとかになってくると、もしかしたらそこに近づいたりもするかもしれません。結構今までもそうでしたけれども、婚姻数が毎年増えていく、出生数も毎年100人ずつ増えるとかという希望的な非現実的な目標では、実際に政策を実行する皆さんにとっても、毎回E評価が出てくるようなものでは非常に厳しいのではないかと思います。

全国トップレベルのサポートをしているとすれば、そのことと、この評価があまりにも乖離している。全体を見ますと、この項目だけがEの評価なのです。ですから、もっと現実的なものにもう一度——いつの時点でこれをまた区切っていくのか分かりませんが、していかないと総合評価がなかなか上がらない項目ではないかと思います。少しそれを心配して言っているわけです。

次世代・女性活躍支援課長

そういった意味では、新秋田元気創造プランにおいては目標値の在り方については目標ではなくて経過、推移を見守るといいますか……

【「成果指標」と呼ぶ者あり】

次世代・女性活躍支援課長

成果指標に位置づけて取組をしていきたいと思っておりますし、婚姻率の部分では、高齢化が進んでいる本県においては非常に厳しい状況ではありますが、一方で、平成30年度の数値を維持するといった目標も「あきた未来総合戦略」のときにも掲げておりましたので、こういったところは自分たちの中で取組をしっかり進めることで、維持することについて頑張っていきたいと思っております。

（※30ページで発言訂正あり）

佐藤正一郎委員（分科員）

全体を見れば、例えば女性の活躍推進などのように、目標をクリアしてA評価を受けているものもあります。そういった中で、この結婚問題のところだけがE評価なのです。数字的に到達することが非常に困難な目標なので、次の機会には検討したほうがよろしいのではないかと思います。

杉本俊比古委員（分科員）

あきた未来総合戦略は令和3年度までで、これからは新秋田元気創造プランということでした。

これから進捗状況を伺うときには新プラン（新秋田元気創造プラン）に関わる進捗状況を伺うという、切替えの時期だということではよろしいですか。

参事（兼）あきた未来戦略課長

この戦略を新プランに統合して、来年度は政策評価委員会で審査するというですけれども、この指標そのものを全くやらないのか、それとも新プランの指標をもって統合された戦略を評価するのかといった詳細については、これからになるかと思います。

杉本俊比古委員（分科員）

最初に新プランの進捗状況の評価をするのはいつ頃の時期になるのですか。

参事（兼）あきた未来戦略課長

プランの政策評価は8月にやっております。

杉本俊比古委員（分科員）

評価を見させてもらおうと、本県への移住者数やAターン（秋田へのUターン、Iターン、Jターンの総称。オールターンの”A”と、秋田の”A”とをかけた言葉。）就職者数など、「目標には達しないものの」という前置きは付くにしても、まず順調に頑張ってきている印象はあるのですけれども、担当としてはどう評価していますか。目標に達しないのは残念だとしても、政策を担当するセクション（部門）と連携して、ここまで頑張ってきたというのが率直な印象ですか。

移住・定住促進課長

御指摘いただいている移住者数、Aターン就職者数ですけれども、杉本委員おっしゃるとおり年々増加傾向にあります。特に移住者数は昨年度から16.1%増加ということで、かなり大きく増えているのです。これにはいろんな理由があると思っております。1つは新型コロナウイルス感染症の拡大があります。それに伴って首都圏からの、特に若年層の方の地方回帰の志向の高まりがあったところと大きい理由になります。

また、県の活動としても、リモートワーク（在宅勤務）の動きが活発化してきておりますので、そういったところをメニュー化して支援したり、移住、Aターン施策に関しても様々な——市町村や庁内の

各部局、それから相談窓口が連携を密にして取り組んできている成果が、こういうところに表れてきていると考えております。

杉本俊比古委員（分科員）

企画振興部の審査のときにも申し上げたのですが、いずれAターンを希望する、あるいは高校生や大学生の新卒者の方々が秋田への就職を希望する場合に、採用試験の実施日が他県と比べて遅いということがあるようなので、先ほど企画振興部に全庁的に考えてもらえればというお願いをしたところでした。

それについても、全庁で議論することがあるでしょうから、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（会長）

杉本委員、御答弁は要らないですか。

杉本俊比古委員（分科員）

それは午前中にやったので、お願ひです。

委員長（会長）

課長がしゃべりたそうだけれども。

移住・定住促進課長

せっかくなので。

すみません、ちょっとお邪魔して申し訳ないのですが、正に杉本委員がおっしゃるとおり、東京と秋田の就職の市場の動きが乖離しているところがございます。

東京だと——人材紹介会社の調査やヒアリングをさせてもらった結果だと——2月、3月ぐらいに内定のピークが来るところですが、秋田県の場合はそれが2か月ぐらい遅れて4月、5月ぐらいがピークになるというところで、差も広がりつつありますので、やはり県の就活イベントは早期化する必要があると思っています。今年度から前倒しできるところはして、来年度本格的にイベントの全体的な前倒しや、3年生の夏から秋、冬にかけての採用の接触が増えてきているので、ここのメニューを来年度増やしていくような検討も必要ではないかと思っています。ここは企業ともヒアリングしながら、前倒しも含めて進めていきたいと思っています。

杉本俊比古委員（分科員）

最近コロナの感染状況によって復活している地域の行事もあるので、地域の方々にみんなで作り上げなければいけないような地域の行事——盆踊りといったことが、どんどんできなくなっているような——やらなくなっていると言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども。

基本目標4の「社会活動・地域活動に参加した人の割合」は、どのようにして数値をはじき出しているのか教えてもらえませんか。

地域づくり推進課長

これは県民意識調査（県の施策に対する県民の意

識やニーズを把握し、県政の推進に生かすことを目的に行う調査。）によるものですが、日常生活において必要な機能が維持され安心して生き生きと生活できる地域社会になっているかという問いに対し、不十分、やや不十分と答えた方が45.4%ということです。これは、公共交通機関の確保といったものに伴う高齢者の買物あるいは病院の足の確保といったものを反映している数字だと感じております。

お祭りかどうかとなりますと、少し不明なところがございます。

杉本俊比古委員（分科員）

地域の活力という意味では、あきた元気ムラなどの活動にリモートワークなどの新しい要素を加えてという、いわば地域の成功事例みたいなものがどんどんつながっていくような動きを醸し出せばいいと思うのですが、そういう工夫はこれから考えられるのですか。

地域づくり推進課長

アフターコロナ（新型コロナウイルス感染症の拡大後の状況下。）において、リモート（物理的に分断された状況下で、通信回線などのネットワークによって接続された状態。）による交流が生まれてきました。遠隔の場所においても多様な方々と話ができる機会、いわゆる交流ができる機会を一定程度、勉強することができたと考えております。

だんだんとウィズコロナ（新型コロナウイルスとの共存・共生という俗語。）、アフターコロナになっていますので、そういった部分を踏まえ、市町村とともに県でも各集落に入る、あるいは地域に入るなどして、活性化の支援をしていきたいと考えています。

杉本俊比古委員（分科員）

話題を変えていいですか。

大学法人のことで伺いたいのです。

学長が認める研究テーマみたいなものが、県立大学と国際教養大学にもあったと思うのです。その研究テーマはどうやって提案されて審査して決まるのか教えてください。

委員長（会長）

ごめんなさい、室長、答弁に入る前に、具体的にしおりのどこに載っているのですか。

【「24ページ」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

24ページ。実績評価。しおり10ということ。

【「しおり10」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

しおり10の……

【「24ページの18、19」と呼ぶ者あり】

杉本俊比古委員（分科員）

ごめんなさい。県立大学でいうと24ページに、学長特別研究プロジェクトというのがあるのです。同じものが国際教養大学にも1項目あったと思うのですが、これは何か研究テーマを掲げて、プロジェクトを作ってやるということだとすれば、それほど様な決め方をしているのか教えてください。

高等教育支援室長

すみません、国際教養大学は何ページを御覧になっているのでしょうか。

委員長（会長）

これは県大か。

【「これは県大」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

国際教養大学はないのかな。

高等教育支援室長

国際教養大学は、今回の記載にはないかと思いません。

委員長（会長）

では、県立大学ですね。

杉本俊比古委員（分科員）

そうすれば、勘違いかもしれません。

高等教育支援室長

県立大学の学長プロジェクトですけれども、これは積立金を活用して、学内の研究に対して研究費を付けているものでございます。県の施策に合致するような研究テーマで申請いただいたものについて、学内で審査をして、プロジェクトとして認定したもののについて、この積立金を活用しながら研究を進めていただくものであります。

具体的に言いますと、これは前からやっているものですが、交付金が付いたスマート農業（ロボット技術や情報通信技術等を活用した新たな農業。）の事業は、令和3年度から実施しておりますけれども、県立大学では、スマート農業が県の施策と合致するという意味合いで、交付金が付く前からこういう研究テーマを掲げて積立金等を活用して実施してきたということでございます。

杉本俊比古委員（分科員）

交付金が付く前からといえば、要するにこの研究費で十分間に合っているということか。目的にあった研究が進められているという理解でよろしいのですか。

高等教育支援室長

研究費については、国から研究費を獲得するなど、いろいろな方法があるのですけれども、県立大学の研究費に関しては、先ほど申したとおり県の施策に合致しているかどうかにかき置き、やっってもらっているということでもあります。

そして、この研究費は、ある程度の金額がありますので、研究としてはいい事業として活用されてい

るということでございます。

杉本俊比古委員（分科員）

県立大学に県として特に期待しているテーマは、最近の流れからすればエネルギーやバイオマス（動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源。）が多いのですか。

高等教育支援室長

これまでの研究テーマでは、スマート農業のほかには航空機のモーターを小型化するというのが一つ大きなテーマとして、産業労働部でも推進している施策に合致するという事で進められました。

あとは、米の品種の開発等に関する研究もやられている状況でございます。

杉本俊比古委員（分科員）

そうしたことを取りまとめた資料があったら、提供していただければと思います。

よろしくをお願いします。

佐藤正一郎委員（分科員）

「秋田県立大学の業務の実績に関する評価結果」の35ページです。

「教育研究環境の整備」の②には、各種ガイドラインを遵守し、施設・設備の保守管理をしっかりやる、あるいは、長寿命化を図るための取組を推進するとあります。

昨年重大な事故がありました。畜舎の火事です。お金を掛けて直そうとしている。それがありませんながら評価はA——そういったことが一つも出ていないのはどうですか。原因は分からないままになっているかもしれませんが、あれだけの事故を起こしているということは、その管理等にもいろいろ反省すべき点があったと思う。

自己評価も、もう一方の評価も全てA評価になっている教育研究環境の整備について、この点はどのようなのですか。

高等教育支援室長

おっしゃるとおり、昨年度は大きな事故を起こしてしまい、学長をはじめ非常に申し訳なく思っているところです。

評価の部分に関しては、大学等の瑕疵等があれば、評価が違っていただいてもいいかもしれませんが、この評価自体は、このような形で自己評価をして評価を受けているということでもあります。

おっしゃるとおり、そういったところを大学側で重く受け止めていかなければいけないところではあると思います。

佐藤正一郎委員（分科員）

少なくとも、この報告書を見る限りでは、そういったことは一言も感じられない。何もなかったような評価です。やっぱりきちんと反省すべき部分は反省して、新たに取り組んだことは取り組んだことと

して、あってもいいと思う。

そういった意味で、この件が一言も出ていないのは、自己評価が甘いというか、皆さんの見方も少し内部に甘いのではないかと思います、その点はどうですか。

高等教育支援室長

この評価に関しては、外部の評価委員の評価を受けており、自己評価は大学の評価で、県の評価に関しては特にここには表れておりません。最終的に評価委員会で、このような評価をしたということでございます。

佐藤正一郎委員（分科員）

評価の2ページを見ますと、「地域社会への貢献」の「地域で活躍する人材の輩出」のところだけB評価があります。

けれども、他は全てA評価で、「みんな良かった、良かった」となっていますけれども……。

評価するということは、様々な課題もその機会に出して、直して良くしていくということをして——評価にBがあるから駄目だとか、そういったことではないと思うのです。1年間の評価がAだったりBだったりするけれども、Cだっていいと思うのです。その部分を次に直していくということでもいいと思うのです。

けれども、あれだけ大きな事故があったのに何ら触れられていないことについては、私は内部の自己評価が少し甘いのではないかと思います。

高等教育支援室長

自己評価のやり方等については、随時改良していく余地はありますので、今年度の評価について、自己評価がどうあるべきかについては、これから大学とよく話をしたいと考えております。

委員長（会長）

よろしいですか。Aのままでもいいですか。

佐藤正一郎委員（分科員）

議会がどうこうではなくて、これは飽くまでもその評価ですから。いいですよ、そのまま。

加藤麻里委員（分科員）

国際教養大学の「令和3年度に作成した目的積立金の使途計画に対する実績」のところですが、下に「令和4年度以降の新型コロナウイルス感染症対策等の資金需要に対応するため、目的積立金の執行の一部を見送った」と記載があります。

しかし、県立大学にはこういった記載がなかったのです。この違いは何かという点を教えてください。

もう一つ、「令和3年度に作成した繰越積立金の使途計画に対する実績」についてです。

計画額と実績額が、こんなにぴったり一致するものなのか。実際に見積りをとったら、もう少し少ないとか、多いとか、様々あるのではないのかと思っ

たのですが、どういうことでしょうか。

高等教育支援室長

まず、コロナ対策等の将来の需要に対応するために、資金を少し留保したという件です。

国際教養大学がそのような形にして、県立大学はそのようにしなかったということですが、コロナ禍（新型コロナウイルスが招いた災難や危機的状況。）の大学運営において、国際教養大学のほうがかなり影響を受けたということがございます。

留学生が全く来なくなり、なおかつ——あそこは学生寮等の学生宿舎を何戸か運営しておりますけれども、そういった宿舎への入居者を制限したといったところもあります。そうしたことが将来的に続いた場合を少し危惧して、次年度以降にお金をためておくことにしたということでございます。

あともう一点、国際教養大学の繰越積立金の実績です。

最終年度の繰越積立金は、残余が出るとその部分を県に返すこととなります。こちらは使い切ったということですが、先ほど委員がおっしゃったとおり、これほどぴったりいくのかについては、実際にはこれより少し多くの実績額が出ております。その部分に関しては、一般需用費や修繕費などの他の財源から支出をしております。この表の実績は飽くまでも繰越積立金の実績額を書くということですので、このように実績額がぴったりしているということでもあります。

6年前の最終年度もこのようなやり方をしており、飽くまでも繰越積立金の実績額ということで記載しているということでございます。

島田薫委員（分科員）

では、国際教養大学について関連して質問させていただきます。

「国際教養大学の業務の実績に関する評価結果」の1ページの、7つ目の丸のところにオンライン（通信回線を通して別のコンピュータなどに接続された状態。）について書いてあります。

我々もオンラインで視察を行い、国際教養大学でのオンラインを活用した授業など、かなり工夫されて頑張っていたのを拝見しました。

それで、今年の9月上旬に、ここの学生の父兄の方とお会いしたところ、その日本人の学生さんは、外国に留学に行く予定だったのが延期、また延期となっていたけれども、ようやく9月上旬に行けるようになって、成田まで一緒に行ったという話をされていました。

こちらから外国に行く、あるいは外国から日本に来る学生さんの動きが、正常化しつつあると理解してよろしいのでしょうか。

高等教育支援室長

おっしゃるとおり、正常化しつつある状況です。こちらから留学に行く学生は人数的に戻っており、受入れの学生に関しても、止めていた留学生を春のゴールデンウィーク明けに四十数名入れました。そして、この秋には117名入れました。春からの継続が10名おりますので、127名の留学生がキャンパスで勉強している状況です。

例年であれば国際教養大学——コロナ禍前の正常時は150人から170人ぐらいの留学生がおります。今は百二十何名ですので、大分戻っている状況にあると考えております。

島田薫委員（分科員）

オンラインも非常にいいシステムですけれども、やはり実際に学生さんが交流することが大事なことだと思いますので、是非正常化してもらいたいと思います。

それから、もう一点です。

その2つ上に、学生生活の支援について「経済的困難」と書いてあります。これは、国際教養大に限らないのですけれども、学生さんがアルバイトなどができないということで、かなり困窮していて食事も十分とれていない。例えば子ども食堂（地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場。）などに、弁当が欲しいと訪れる大学の学生さんが実際にいらっしゃることも聞いております。「緊急支援奨学金の運用など」と書いてありますけれども、この辺りをもう少し詳しく教えていただけませんか。

高等教育支援室長

まず一番大きなところで言いますと、令和3年4月から国の奨学金の新制度が始まっております。こちらで、授業料等が払えないような経済的に困窮している学生については奨学金で対応していきましようということ——本当に学びが継続できなくなる学生に対しては、こういった奨学金を活用できるということと、授業料のほかにも生活費等への奨学金もございますので、学生が困った場合には大学の学生課で、その辺を丁寧に聞き取りしながら対応している状況であります。

あともう一つ、学生課に行くのが少し——ほかの学生がいるところで相談に行くのが少し苦手という学生さんには、カウンセラーがおりますので、個室で悩み等を聞きながら対応をとっていく体制をとっております。

島田薫委員（分科員）

きめ細かな対応を是非お願いしたいと思います。

鈴木洋一委員（分科員）

新秋田元気創造プランの第1目標が賃金水準の向上になっているわけです。

賃金水準を上げるための施策は今年度から始まっ

たわけですから、その成果については今後ということになるのでしょうかけれども、賃金水準を上げるために新プランの中で、労働生産性（労働者一人当たりまたは一時間あたりに生産できる成果を数値化したもの。）の高い産業の育成と県内就業率の上昇を図って、県民所得を上げることによって賃金水準の向上に結びつけたいといったことがうたわれているわけです。

労働生産性の高い産業の育成は今までも進めてきているし、当然これからももっともっと進めていかなければならない。

もう一方、県内就業率（県内で従業する人の割合。）の問題ですけれども、就業者数には、パートタイマー（短時間労働者）あるいは臨時職員も含まれているわけですね。

というのは、パートタイマーや臨時職員を幾ら増やしても、賃金水準は上がっていかないのです。

だから、もしそれが含まれているとすれば、就業者数に対するパートタイマー、あるいは臨時職員の比率がどうなっているのかを考えていかなければならない。

この就業者数は正規職員だけというわけでもないでしょう。

移住・定住促進課長

そういったところも入っていますので……。

委員長（会長）

入っている……。含まれているのですか。

移住・定住促進課長

そうです。含まれています。そこを含めて考えていかなければならないと思っております。

鈴木洋一委員（分科員）

そうすると、就業者数の正規職員と臨時職員、パートタイマーの比率は把握しているのですか。

移住・定住促進課長

すみません、比率は把握できていないです。就業先——どういったところに行ったとか、パーセントといったところまでは把握できていないです。

鈴木洋一委員（分科員）

そこなのです。特に女性の県内就業者数の割合も、生産性の高い産業に女性の就職を進めていくといった——要は、女性の場合、130万円の壁（社会保険に加入する義務が発生するボーダーライン。これを超えると扶養でなくなり、自身で保険料を納付しなければならない。）があってパート（短時間労働）でやってしまう。済ましてしまうというのが結構多いのです。だから、生産性の高い産業に就職しても、パートになってしまうと賃金水準は絶対に上がっていかない。

だから、そこは何か考えていかないと……。賃金水準は幾ら県内就業率を上げて、多分実質的には

上がっていかない気がするけれども、どう思いますか。

次世代・女性活躍支援課長

産業労働部の雇用労働政策課でまとめている労働条件等実態調査（県内の民間事業所の労働条件等の実態を明らかにするため毎年実施している調査。）というのがあります。その調査の結果であります、労働者の就業形態の割合は、正規従業員が65.8%、非正規が34.2%となっております。

女性活躍を推進する当課としては、賃金水準の向上にもつながりますので、非正規の方々の正規への転換ということで、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）における一般事業主行動計画（事業主が自社の労働者の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画。）の中で、そういったものに取り組む企業を増やす取組も今進めております。

企業への働きかけ——それぞれの企業の課題もあるかと思いますが、御理解を頂きながら進めてまいりたいと思っております。

鈴木洋一委員（分科員）

その割合は、秋田県は全国と比べてどうなのですか。

あきた未来創造部次長（橋本秀樹）

手元に詳しい数値はないのですが、いろいろ見た記憶ですと、ほぼ同じというような——正規が6割から7割、非正規が3割から4割と記憶しております。

鈴木洋一委員（分科員）

ほぼ同じだと賃金水準は上がらないのです。

というのは、秋田県は総体的に労働生産性の低い産業が多いからです。パートタイマーの比率が同じということは、全国よりも賃金水準は——労働生産性の低い産業というのは賃金水準が低いわけだから、そこでパートタイマーとして働いている率が同じということは、絶対に賃金水準は上がらない。

ですから、労働生産性の高い産業を増やしていかなければならないのはもちろんだけれども、それと同時にパートの職員をできるだけ減らして正規職員にしていくような働きかけを民間企業にしていけないといけません。この両建てでいけると、秋田県の賃金水準は上がっていかないと思う。どうですか。

あきた未来創造部次長（橋本秀樹）

確におっしゃるとおりで、全庁で取り組まなければいけない課題であります。

特に産業労働部では労働移動ということで、業種間別のより高い賃金水準へ誘引していくなどの取組をなされていますので、そういった中で少しずつ進めていかなければいけないと思っております。

鈴木洋一委員（分科員）

それともう一つ、この点は国に働きかけていかなければならないことだと思うけれども、130万円の壁です。これを少し上げないと、それ以下で抑えるパートタイマーが多いわけです。

秋田県だけの問題ではなくて全国の問題けれども、これは全国知事会でも取り上げられて、最近ではマスコミでも取り上げられているのです。

ですから、ここは直していかなければならないと思うけれども、そこはどうですか。

あきた未来創造部次長（橋本秀樹）

国でも問題意識は持っているようです。具体的にどう動いていくかについては、まだ詳しくは分からないのですが、いずれ国全体としての労働力の確保の問題も出てきます。この点は秋田県だけではなく国全体で考える課題と思っておりますけれども、県としてもタイミングを見ながら、必要に応じて要望活動はしていかなければならないと思っております。

鈴木洋一委員（分科員）

女性の活躍だと声高に叫ばれている中で、いまだに130万円の壁がずっと——これはもう何十年来の問題だから、国の取組も少し遅い気がするのです。これは、喫緊の課題だと思います。そこをぶち壊していけないと。だから、もっと積極的に働きかけてやっていけると。秋田県もそうだけれども、諸外国と比べても日本の国全体の賃金が上がっていないのだから。これは本当に大きな問題だと思う。

どうですか、女性から見て。

【何事か呼ぶ者あり】

鈴木洋一委員（分科員）

これは秋田県だけの問題ではないけれども、問題提起はしておきたいと思っております。どうですか、部長。

あきた未来創造部長

女性の県内定着・回帰の大きな取組の中で、我々としては職場環境の整備や女性の意識改革に重点的に取り組んでいるところですが、委員おっしゃるように、賃金水準の向上とセットでなければ、若年女性の県内定着の実現は難しいだろうと思っております。

産業労働部や関係する部局もありますので、そういったところとも連携しながら、結果として若年女性の県内定着に結びつけるように、その一つの切り口として今委員がおっしゃられたように、非正規から正規への移動、それから130万円の壁について改善を国へ要望するなど、総合的に全庁を挙げて検討していきたいと思っております。

佐々木雄太委員（分科員）

六澤課長、今鈴木委員から質疑があった点について、女性への意向調査みたいなものとはっているのですか。

例えば、130万円の壁があるからこそ正規職員を望まずパートを望んでいる女性がいるかもしれないし、逆に本当はパートを望まず正規職員を望んでいるかもしれない。そうした意向調査は行っていますか。

次世代・女性活躍支援課長

当課では、そういった調査は行っておりません。

委員長（会長）

ほかにございませつか。

次世代・女性活躍支援課長

すみません、答弁の訂正をさせていただきたいと思ひます。

最初に、佐藤委員から御質問のありました婚姻件数と出生数——政策等の評価のところですがけれども、新秋田元気創造プランにおいては、成果指標に位置づけてと申し上げましたけれども、正しくは経過検証指標において婚姻件数、出生数の推移を見守っていくということでありまして、成果指標に定めているものではございませつか。

（※24ページの発言を訂正）

委員長（会長）

佐藤委員、よろしいですか。

佐藤正一郎委員（分科員）

はい。

委員長（会長）

ほかにございませつか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、あきた未来創造部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため、休憩します。

再開は、午後3時15分とします。

午後3時02分 休憩

午後3時12分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐々木 雄 太
副委員長（副会長）	住 谷 達
委員（分科員）	原 幸 子
委員（分科員）	杉 本 俊比古
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	佐 藤 正一郎
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	鈴 木 洋 一

説明者

議会事務局長	千 葉 雅 也
議会事務局次長	藤 田 良 彰
総務課長	佐 藤 良 知

議事課長	鈴 木 久
政務調査課長	石 川 至
人事委員会事務局長	久 米 寿
職員課長	橋 本 裕 巳

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

議会事務局関係及び人事委員会事務局関係の議案、請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

質疑は、各課一括して行ひます。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、議会事務局関係及び人事委員会事務局関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、10月5日、水曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件について討論・採決を行います。

散会します。

午後3時13分 散会

令和4年10月5日（水曜日）

本日の会議案件

1 議案第134号

職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部
を改正する条例案（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

2 議案第135号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条
例案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

3 議案第136号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員
の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

4 議案第137号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す
る条例案（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

5 議案第138号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部
を改正する条例案（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

6 議案第139号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の
一部を改正する条例案（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

7 議案第140号

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改
正する条例案（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

8 議案第141号

職員の降給の事由に関する条例案
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

9 議案第142号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例案（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

10 議案第143号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

11 議案第144号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部
を改正する条例案（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

12 議案第149号

交通事故に係る和解について（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）

本日の出席状況

出席委員

委員長	佐々木 雄 太
副委員長	住 谷 達
委員	原 幸 子
委員	杉 本 俊比古
委員	島 田 薫
委員	佐 藤 正一郎
委員	加 藤 麻 里
委員	鈴 木 洋 一

書 記

議会事務局議事課	佐 藤 慎 大
議会事務局政務調査課	
	佐 藤 真 也
総務部総務課	柴 田 穰
企画振興部総合政策課	
	田 中 紀 子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	
	佐 藤 良

会 議 の 概 要

午後1時37分 開議

出席委員

委員長	佐々木 雄 太
副委員長	住 谷 達
委員	原 幸 子
委員	杉 本 俊比古
委員	島 田 薫
委員	佐 藤 正一郎
委員	加 藤 麻 里
委員	鈴 木 洋 一

説 明 者

総務部長	松 本 欣 也
総務部次長	長 嶋 直 哉
参事（兼）財政課長	小 松 勝 統
企画振興部長	鶴 田 嘉 裕
あきた未来創造部長	小 野 正 則
議会事務局長	千 葉 雅 也
人事委員会事務局長	久 米 寿

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、佐藤正一郎委員から発言を求められてお
りますので、これを許可します。

佐藤正一郎委員

9月21日の総務部に関する所管事項審査の中で、
「昨年度、県と遺族の方々が和解している例があり

ました」と申し上げましたが、確認したところ、認識の誤りでありまして、「昨年度、県が遺族から訴訟を提訴された例がありました」ということでもありますので、この部分について訂正していただきたいと思ひます。

(※16ページの発言を訂正)

委員長

次に、各委員から発言通告がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

付託議案について、討論・採決を行います。

議案第134号、議案第135号、議案第136号、議案第137号、議案第138号、議案第139号、議案第140号、議案第141号、議案第142号、議案第143号、議案第144号及び、議案第149号以上12件を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論はないものと認めます。

採決します。

議案第134号ほか11件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

議案第134号ほか11件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

散会します。

午後1時39分 散会